

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から48年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間を含む昭和42年2月から49年3月までの国民年金加入期間の国民年金保険料が全て未納とされていた。そのため、妻がA市役所において私の納付記録を照会したところ、当該期間の保険料は全て納付済みであるとの説明を受けて安心していましたが、その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。改めて日本年金機構に保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

A市役所では、申立期間の保険料が納付済みであるとされていたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録において未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が、A市役所において申立期間を含む国民年金加入期間の保険料が全て納付済みであると説明され、納付記録の写しの交付を受けた。」と主張しているが、A市役所作成の申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間直後の昭和48年4月から49年3月までの期間の納付記録はあるものの、申立期間の納付記録は無い上、オンライン記録に申立人の資格取得日及び納付記録が訂正された形跡も無いことから、申立人の妻がA市役所からの説明を受けた時点で、申立期間の保険料が納付済みとされていたとは考え難い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の姉は、「自身及び夫の保険料と一緒に申立人の保険料も遡って納付した。」としているが、納付方法及び納付金額

等保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人及び申立人の姉夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和48年11月30日から49年4月3日までの間に、A市役所が国民年金の未加入者を対象に行った職権適用により払い出されたことが推認でき、姉夫婦は、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿により、申立期間直前の47年7月から48年3月までの期間の保険料を過年度納付し、45年3月から47年6月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できる。姉夫婦は、当該特例納付等をしなければ、60歳までの保険料を納付したとしても、年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられるが、申立人については、当時の年齢から、その必要は無く、国民年金被保険者名簿にも特例納付等の記載は無い。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月、16年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月
② 平成16年4月及び同年5月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

社会保険事務所（当時）の職員が集金に来たこともあり、保険料を全て支払ったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、20歳到達の平成7年*月頃に払い出され、申立人が8年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、10年7月から16年3月の間に、申立人に対し国民年金の加入勧奨状が合計6回作成されたことがオンライン記録により確認できることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていなかったことがうかがえる。

申立期間①について、オンライン記録により、当該期間に係る平成8年9月1日の資格取得及び同年10月1日の資格喪失は11年3月1日に追加されたこと、同日に記録が追加された10年2月16日の資格取得及び同年4月1日の資格喪失に伴う同年2月及び3月の保険料は11年3月29日に過年度納付されたことが確認でき、当該記録追加及び過年度納付時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

申立期間②について、保険料を納付したとする申立人の母の説明からは、申立期間②の保険料が納付されたことはうかがえず、A市役所（現在は、B市C

区役所)作成の国民年金被保険者名簿においても申立期間②は未納とされている。

また、申立期間②は平成9年1月以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進められ、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなった頃である上、14年4月からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、さらにその可能性は低くなった。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から42年8月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

将来の生活が不安になったことから、昭和41年8月頃に自身で国民年金の加入手続きを行い、42年8月までの保険料を私と父が納付していた。

このため、申立期間が国民年金の未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及びオンライン記録により、申立期間から約17年後の昭和58年9月頃にA市において払い出されたものと推認できる上、A市役所及びB町役場（現在は、A市役所B支所）作成の国民年金被保険者名簿には、資格取得日が58年7月1日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「国民年金の加入当初から、定額保険料に加え、付加保険料も一緒に納付した。」と主張しているが、付加保険料の納付が開始されたのは申立期間後の昭和45年10月であり、保険料の納付状況に関する申立人の記憶は曖昧である。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。